

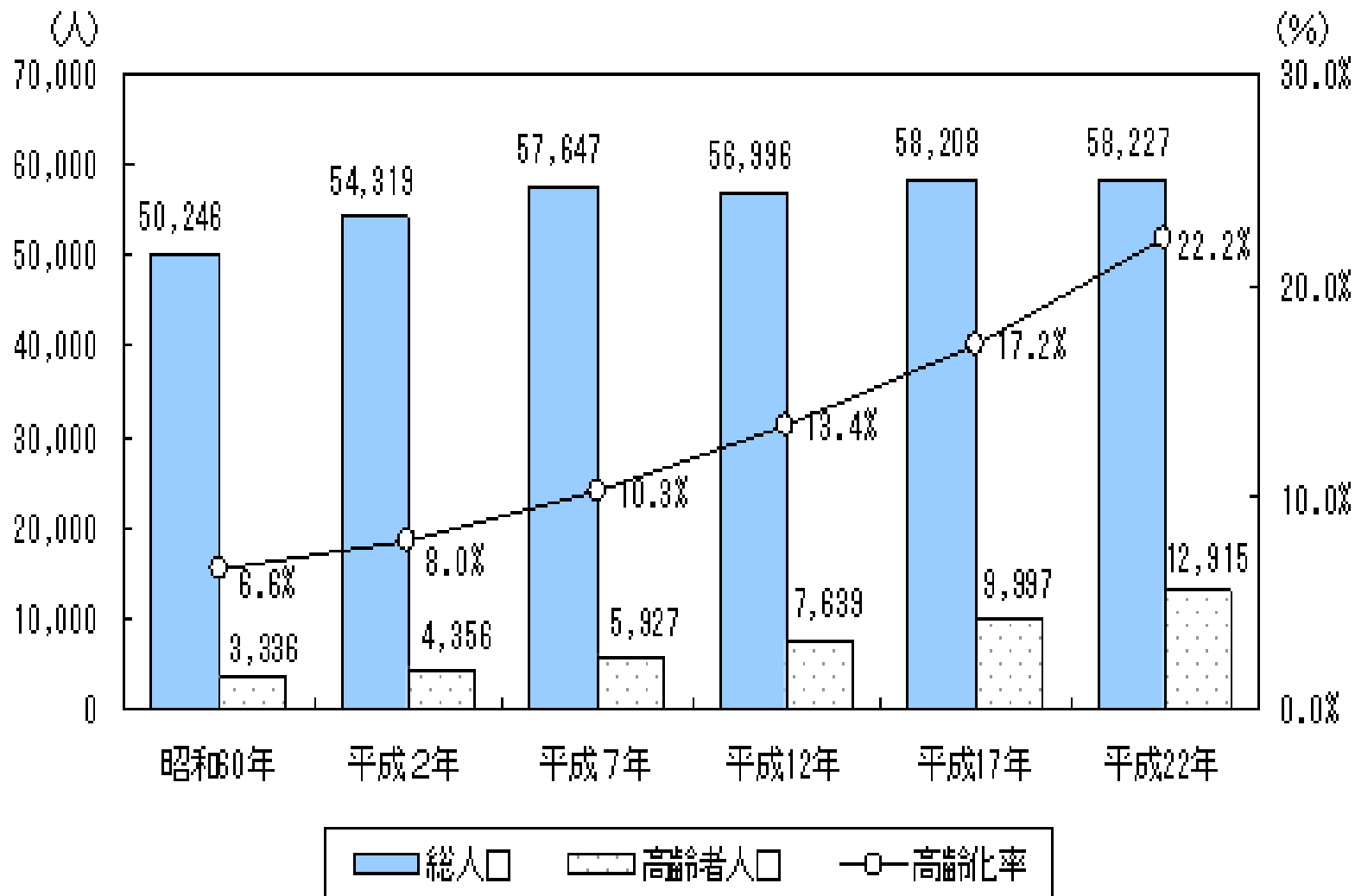
まちづくり大学

『高齢者福祉と介護保険』

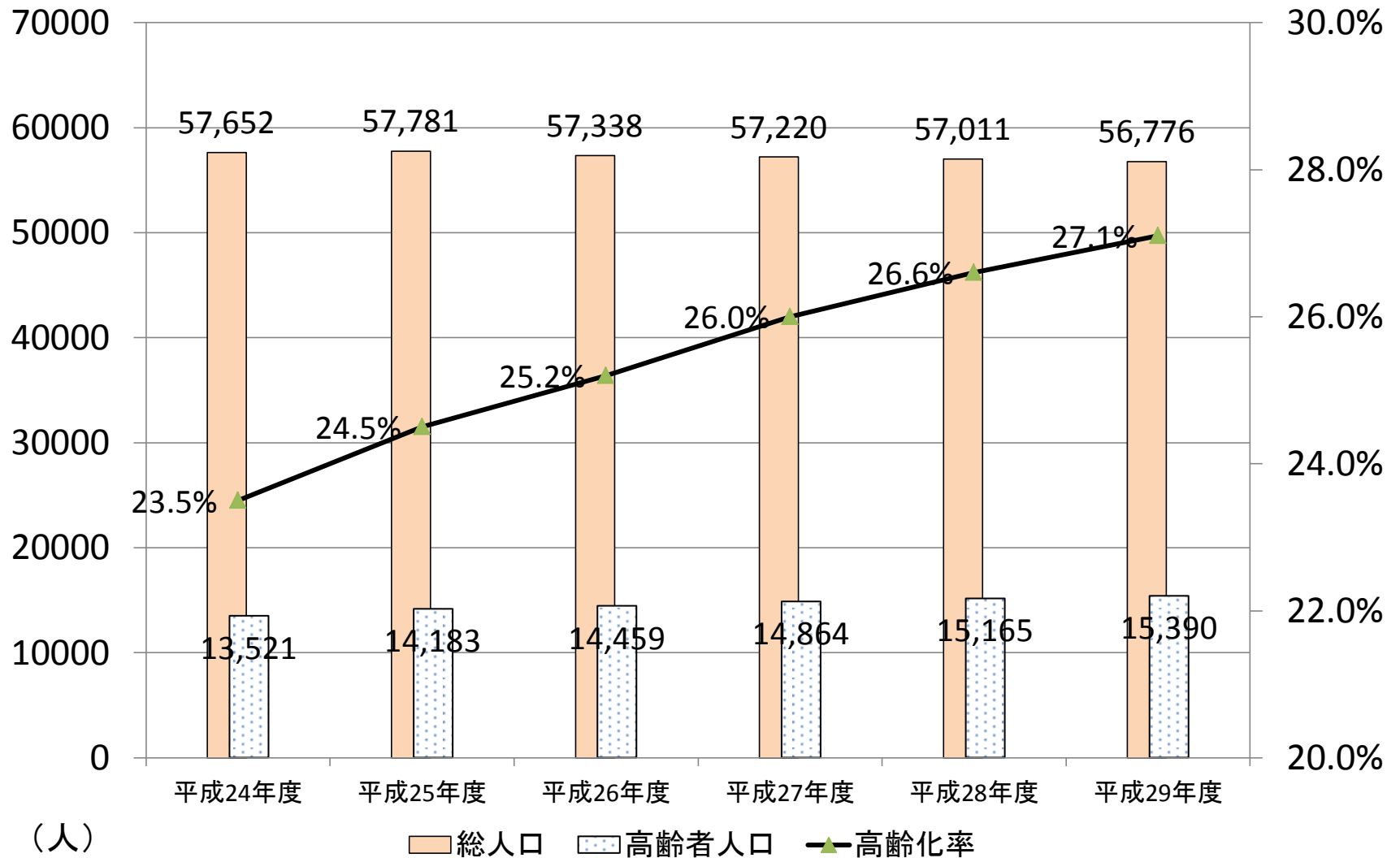
平成26年(2014年)10月25日

大阪狭山市保健福祉部高齢介護グループ

総人口・高齢者人口及び高齢化率の推移



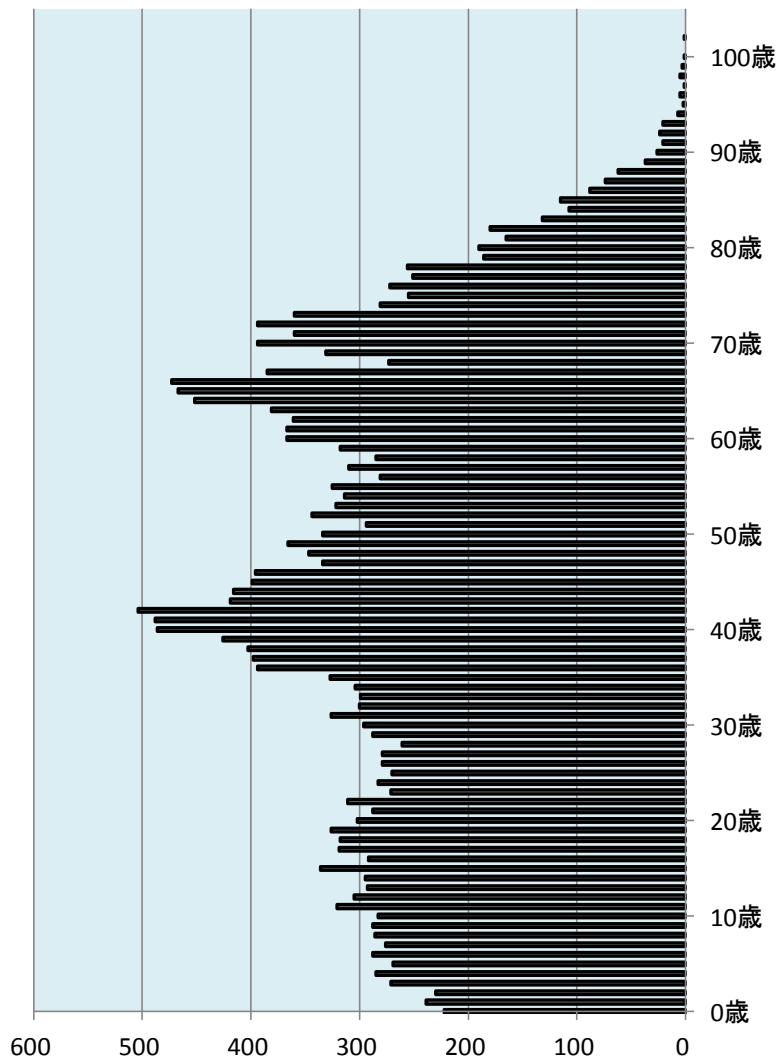
人口の推計



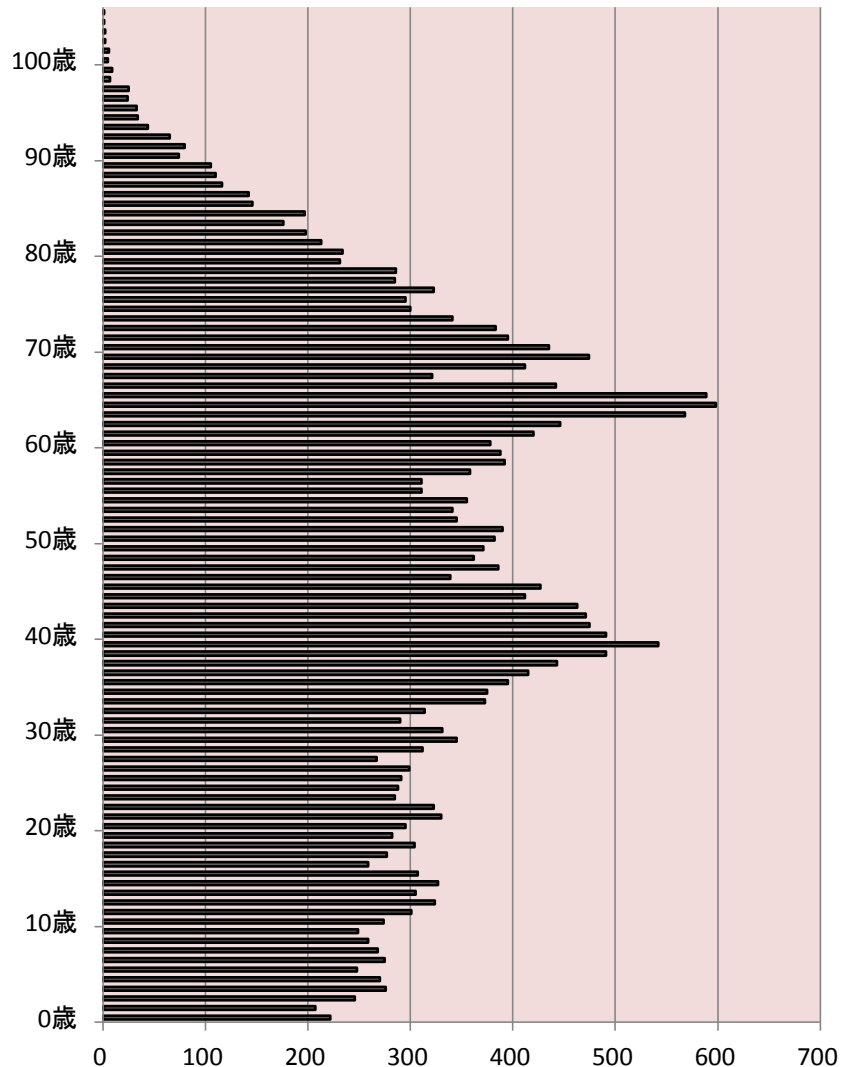
大阪狭山市の人口ピラミッド

年齢別人口(平成26年3月31日現在)

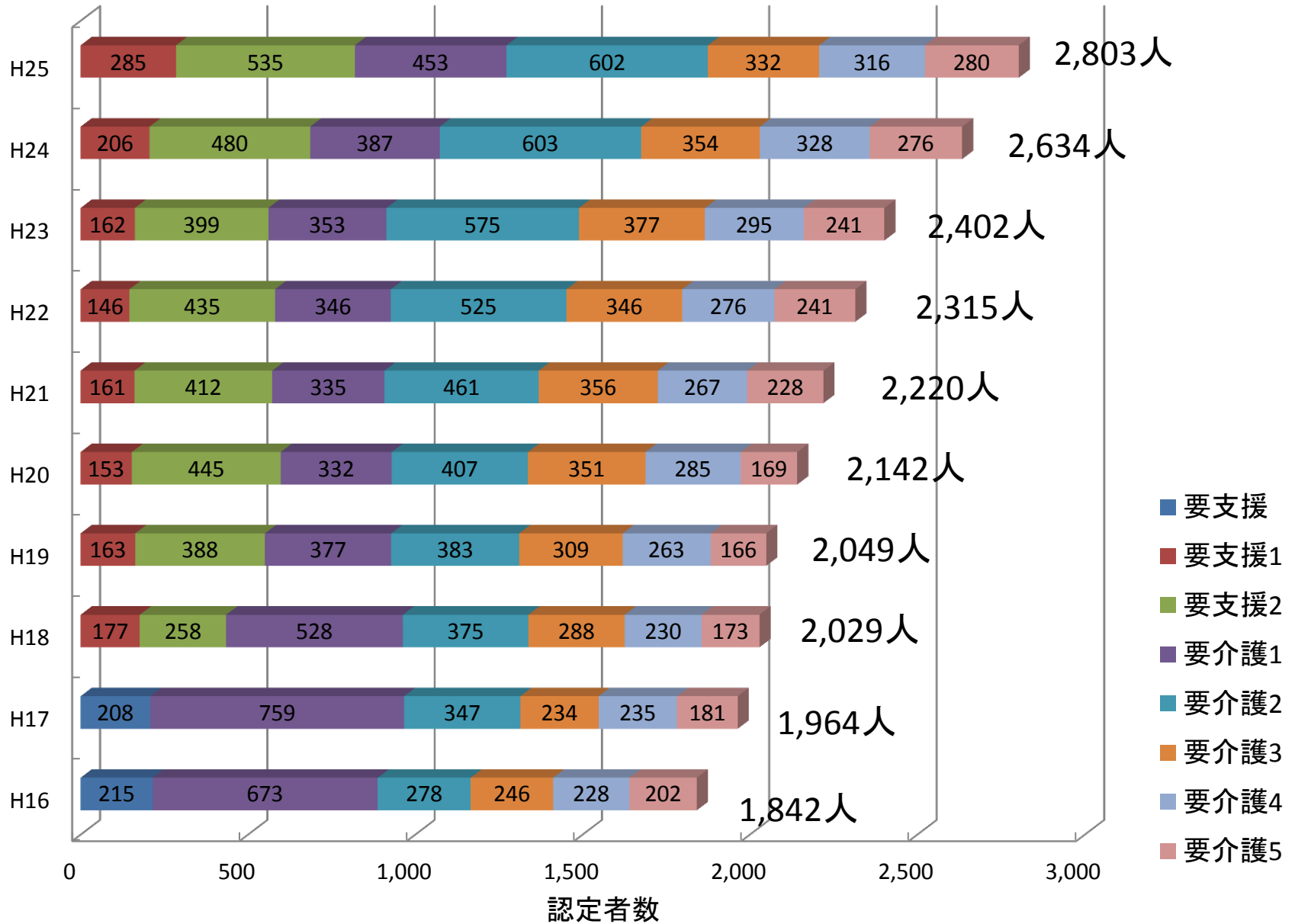
男性



女性



介護保険の要介護認定の推移



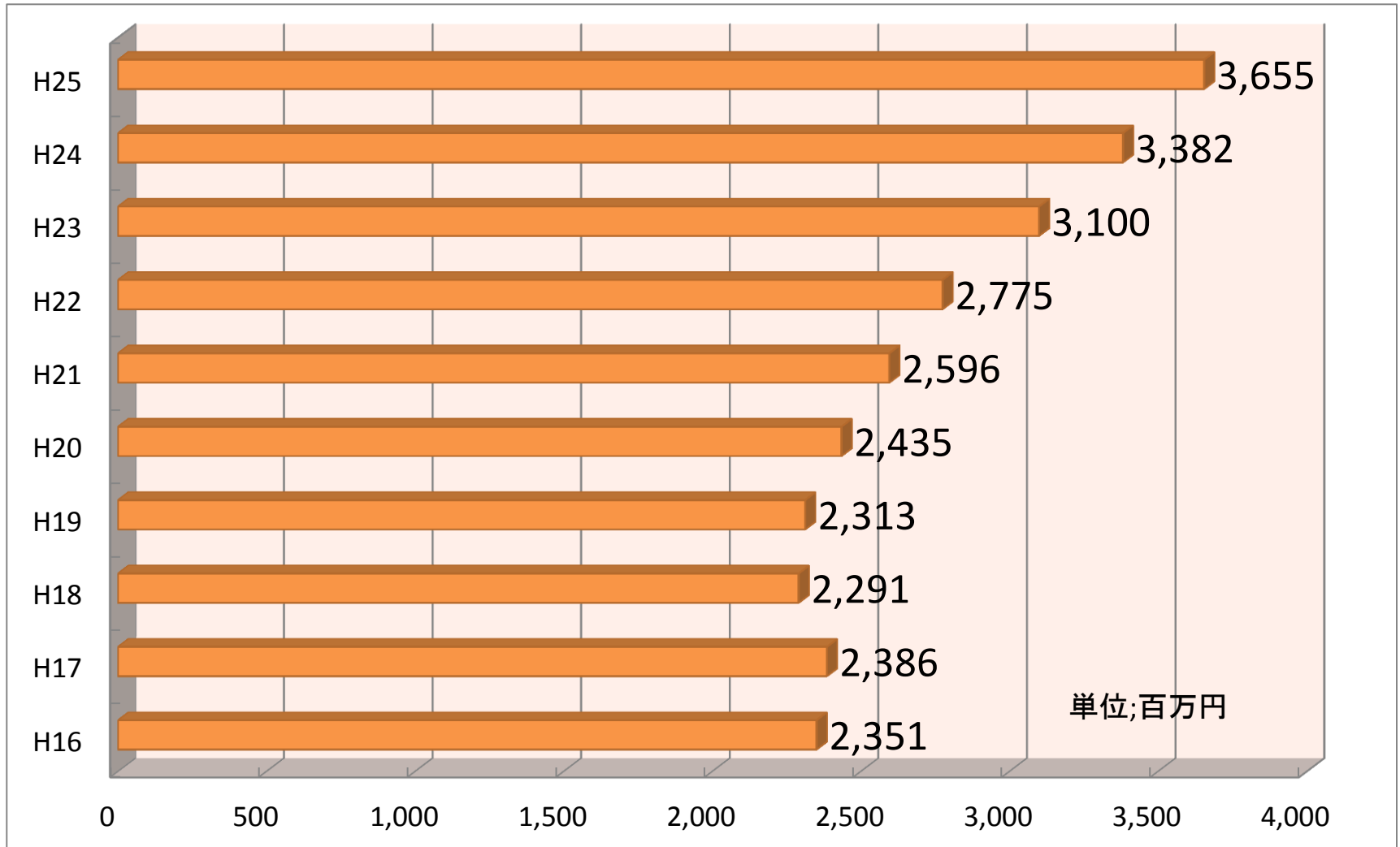
介護保険サービス利用者の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要介護認定者数(人)	2,277	2,377	2,485	2,796
介護保険サービス利用者数(人)	1,692	1,861	2,009	2,201
介護保険サービス利用者数割合(%)	74.3%	78.3%	80.8%	78.7%
施設・居住系サービス利用者数(人)	314	405	439	465
施設・居住系サービス利用者数割合(%)	18.6%	21.8%	21.9%	21.1%
居宅サービス利用者総数(人)	1,378	1,456	1,570	1,736
居宅サービス利用者割合(%)	81.4%	78.2%	78.1%	78.9%

※各年度とも9月末のデータです。

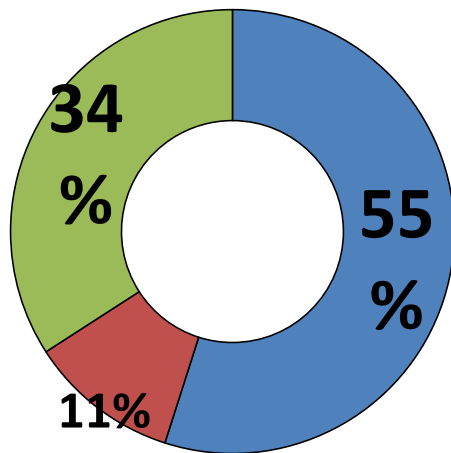
※施設・居住系サービスは、介護保険三施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)と認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の利用を加えたものです。

保険給付費の推移



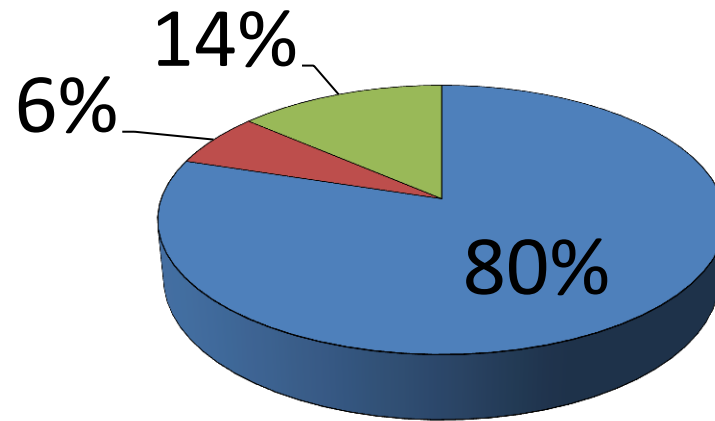
給付費の内訳(平成26年3月分)

給付費



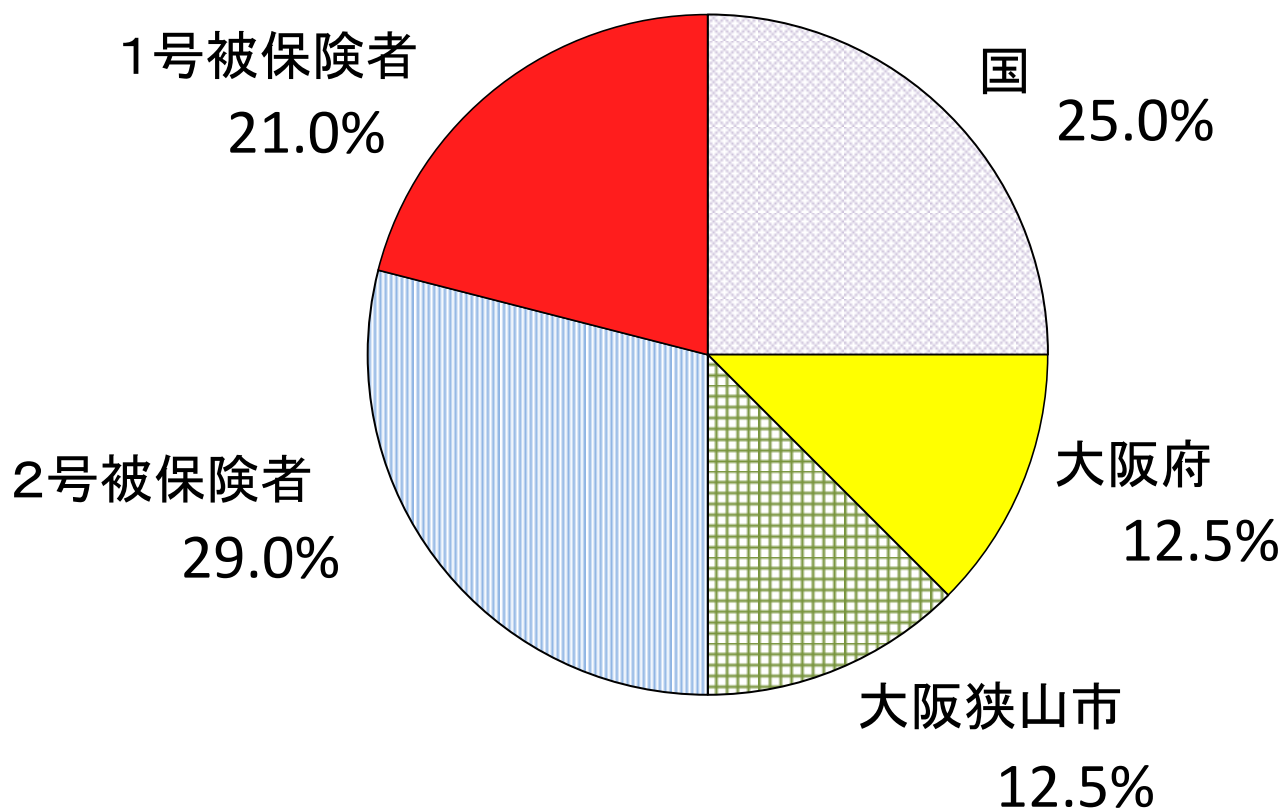
- 居宅(介護予防)サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

利用者数



- 居宅(介護予防)サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

介護給付費(居宅給付費)の負担割合



【第5期所得段階別保険料】

保険料段階	対象者	保険料月額	保険料年額	保険料率 (基準額への乗率)
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が市町村民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	2,525円	30,300円	0.50
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,525円	30,300円	0.50
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	3,535円	42,420円	0.70
第4段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	3,788円	45,450円	0.75
第5段階	本人が市町村民税非課税であり、世帯員に市町村民税課税者がいる世帯で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	4,293円	51,510円	0.85
第6段階	本人が市町村民税非課税であり、世帯員に市町村民税課税者がいる世帯で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,050円	60,599円 (基準額)	1.00
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	5,555円	66,659円	1.10
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	6,312円	75,749円	1.25
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	7,575円	90,899円	1.50
第10段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	8,837円	106,049円	1.75

地域におけるケアの推進と支援体制の確立

(1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターのマンパワー強化や相談システム、相談支援体制の一層の強化を図ります。

(2) 介護予防の仕組みづくり

地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントを行うとともに、介護保険サービスや予防サービスとの一貫性や連続性を確保することで包括的・継続的な支援に努めます。

(3) 関係機関との連携

地域包括支援センターを中心として関係機関と連携して問題解決に取り組みます。

老人クラブ会員及び地区福祉委員等による見守り活動、近隣の市民等による日常的な見守りについても意識啓発を推進し、さらなる連携を図ることで問題を抱えている高齢者の早期発見に努めます。

また地域包括支援センターを中心に市の保健・福祉部門、民生委員等、地域の福祉活動に携っている人で構成している地域ケア会議等において、社会福祉協議会や医療機関、介護保険サービス事業者、ボランティア団体等の各関係機関と連携し、地域の実情に応じたサービスの提供を推進します。

(4) 相談体制・情報提供体制の充実

地域包括支援センターを中心に、市の保健・福祉部門が相互に連携・協働し、相談業務の強化を図るとともに、相談窓口の充実に努めます。また介護相談員推進等事業を拡充します。

地域包括支援センター業務

- 総合相談・権利擁護（成年後見、虐待防止）
- 介護予防マネジメント（要支援者、二次予防事業の対象者）
- 継続的・包括的ケア（ケアマネジャー支援、地域ケアネットワークづくり）

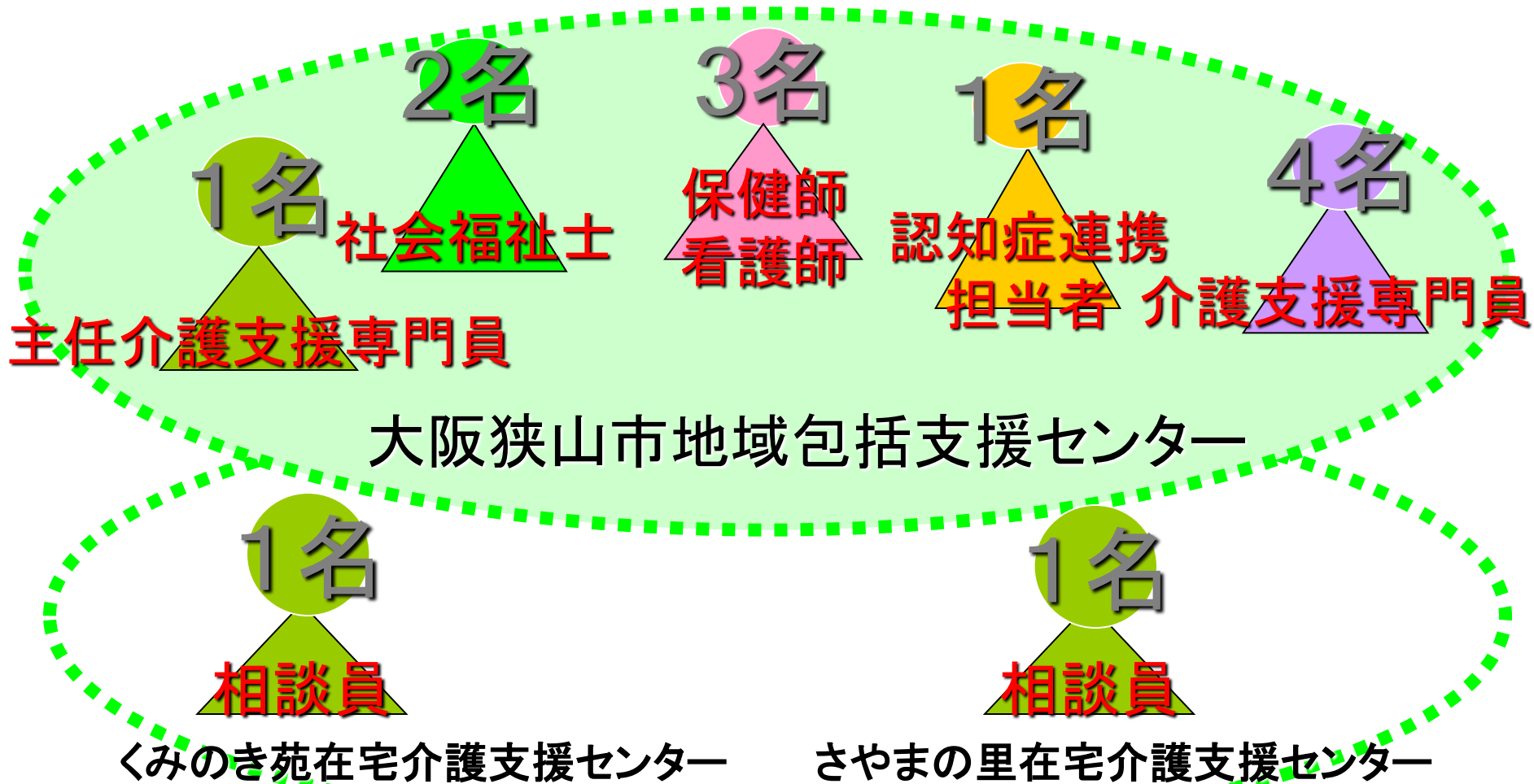
包括的支援事業

- 「介護予防ケアマネジメント事業」: 地域における高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための介護予防事業等のケアマネジメント
- 「総合相談・支援事業及び権利擁護事業」: 地域の高齢者の実態把握、サービス等に関する相談支援
- 「包括的・継続的マネジメント支援事業」: 権利擁護のための対応等を行う他職種との協働や関係機関との連携を通じて介護保険ケアマネジメントの後方支援

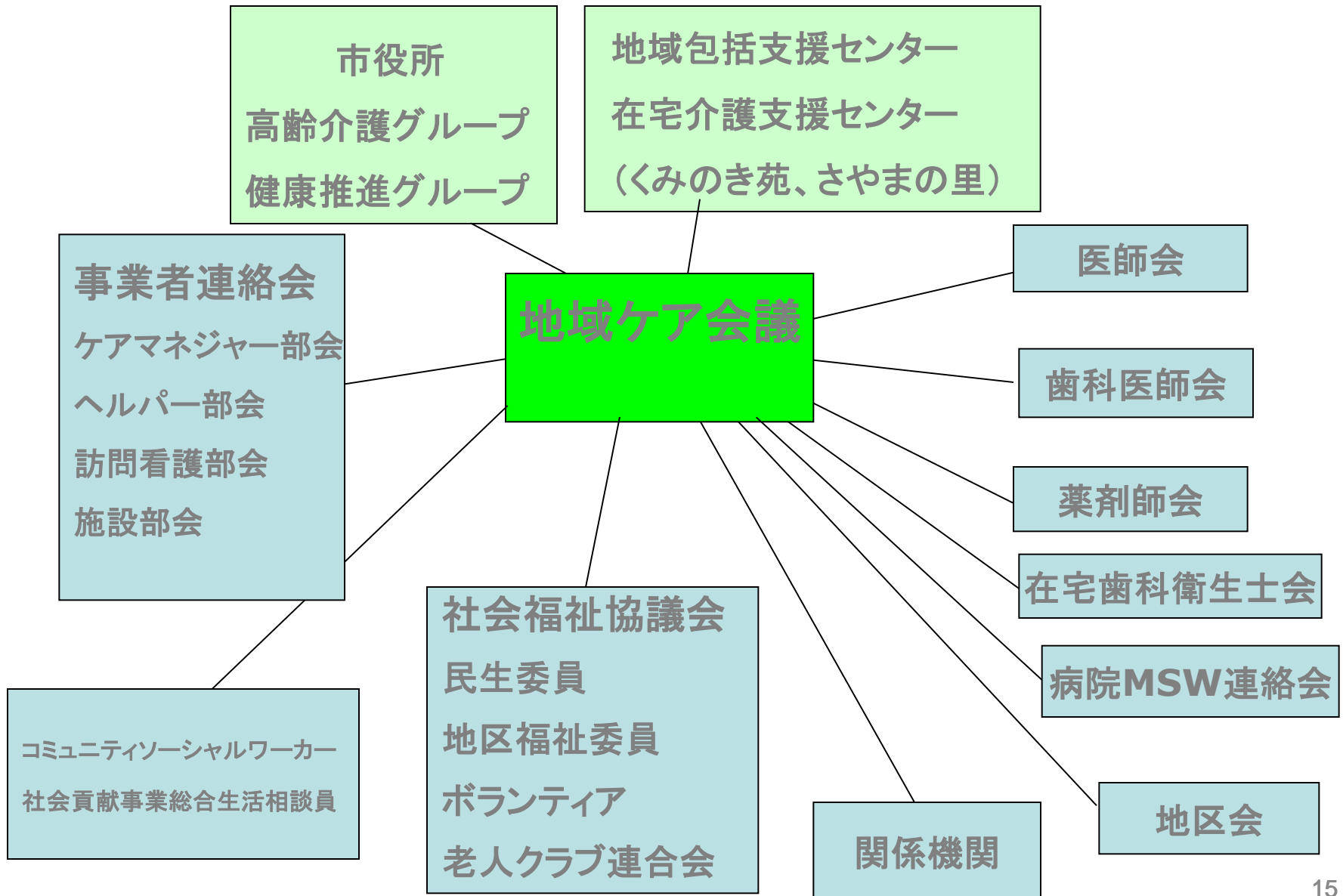
※包括的支援事業は、地域包括支援センターに委託しています。

平成18年4月から

大阪狭山市地域包括支援センターを設置



地域ケア会議(月1回開催)



地域ケア会議の取り組み

- 介護だより『わ』の発行
- 介護者家族の集いの開催
- 市内7病院MSW(医療ソーシャルワーカー)交流会
- ご近所力アップ出前勉強会
- 救急医療情報キット配布事業

一人暮らし高齢者

65歳以上の単身者数

- 平成12年度国勢調査では 992人
- 平成17年度国勢調査では 1,470人
- 平成22年度国勢調査では 2,069人

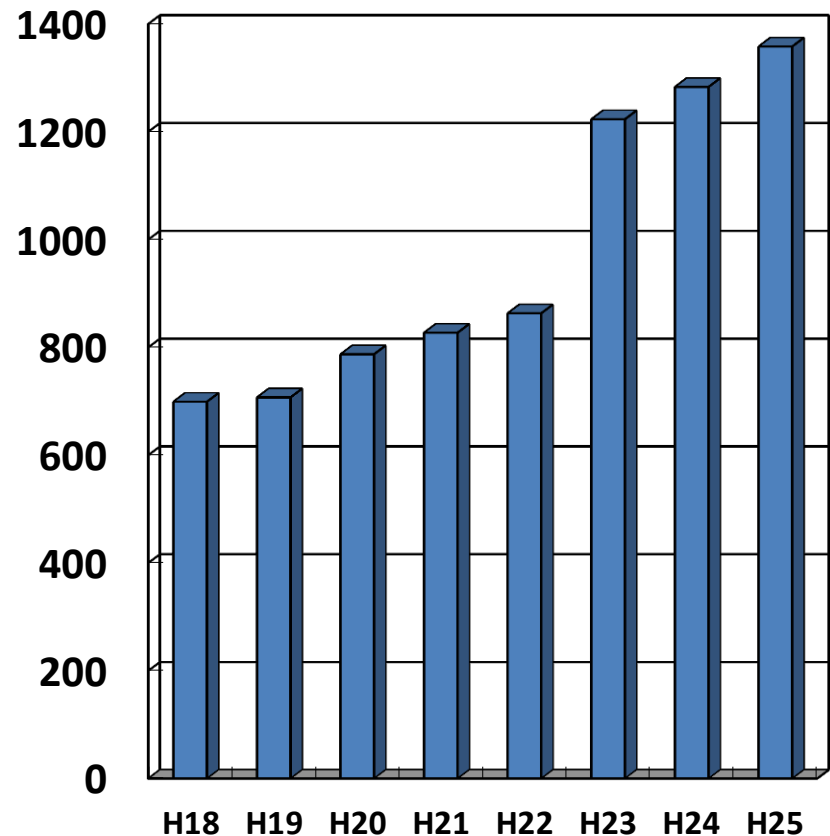
高齢者が増える中で一人暮らし、要介護状態となる高齢者の中には、地域から孤立しているケースも見られる。

アパートの密集地や団地・マンションでも、一人暮らしの高齢者が認知症等により地域から孤立していたり、必要な生活行為（食事、身体保清等）が行われない状態で発見されることがある。

独居高齢者への取り組み

- 地域では**民生委員**が独居高齢者の調査（**ひとり暮らし高齢者台帳**）を行っている。

平成18年度	699人
平成19年度	707人
平成20年度	787人
平成21年度	827人
平成22年度	863人
平成23年度	1,223人
平成24年度	1,283人
平成25年度	1,358人



市**健康推進グループ**では独居高齢者のうち、

- ・75歳以上
- ・要支援や要介護の認定を受けていない

方を対象に**高齢者訪問指導**として、保健師や看護師により月1回程度の訪問活動を行っている。

(平成25年度実人員:49人)

高齢者福祉サービス(1)

- 軽度生活援助事業
- 「食」の自立支援サービス事業(配食サービス)
- 徘徊高齢者等位置情報提供事業
- 緊急通報システム事業
- 在宅高齢者等日常生活用具給付事業
(火災警報器、自動消火器、電磁調理器)
- シルバーカー(歩行補助車)給付事業
- 訪問理美容サービス事業
- 在宅高齢者等寝具乾燥サービス事業

高齢者福祉サービス(2)

- 高齢者住宅安全支援事業
- 要介護高齢者おむつ給付事業
- 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
- 成年後見制度
- 相談事業(地域包括支援センター1か所、
在宅介護支援センター2か所)
- 敬老祝金支給事業(満88歳)
- 在日外国人高齢者給付金事業

高齢者福祉サービス(3)

- 老人福祉センター「さやま荘」
- 福祉農園事業
- 公益社団法人大阪狭山市シルバー人材センター
- 老人クラブ活動
- 熟年いきいき事業
- 敬老月間行事
(金婚祝賀式、最高齢者訪問、100歳到達者訪問)

介護予防事業

介護が必要となる前の予防支援が必要な人に次の事業をおこなっています。

- 運動器の機能向上と生きがいづくりを目的とした**運動機能向上**
- 口腔内の病気を予防し、食事や会話を楽しくするために、口の健康を保つことを目的とした**口腔機能向上**
- 低栄養からくる体力の低下や病気の予防や改善を目的とした**栄養改善**

その他、**閉じこもり、認知症、うつ**予防支援訪問事業などがあります。

介護予防(運動機能向上)

(二次予防事業) 筋力トレーニング教室	専用のトレーニングマシンを使った筋力トレーニング、マットを使ったストレッチ、軽運動など	・週2回(全25回) (保健センター)
(二次予防事業) 楽トレ教室	足裏体操から筋力アップまで自分のペースでできる運動	・週1回(全12回) (公民館)
(一次予防事業) 高齢者水中運動教室	温水プールでの水中運動	・全8回 ※施設によって異なります。 (市内の運動施設)
(一次予防事業) 介護予防フィットネス	ストレッチや姿勢、歩行チェック、ボールを使う軽い運動など	・全12回 前・後期 各2クール (総合体育館武道場)
※骨粗しょう症教室 (転倒予防教室)	骨を丈夫に保つための食生活、日常生活のお話や運動実習など (40歳以上が対象)	・全3回 (保健センター)
※はつらつ健康体操	リズム体操やゲームなど (60歳以上が対象)	・月2回(全10回) (池尻体育館)
※エンジョイ・レク	身体を動かしたり楽しいレクリエーションなど	第1・3月曜日 (さやま荘)

介護予防（口腔機能向上）

<p>(二次予防事業) お口の健康アップ教室</p>	<p>お口の働きやしつかりかんでおいしく食べるための話、歯みがきやうがい、義歯の手入れなどの口腔ケア、かむ力の低下を防ぐための体操、みんなでする楽しい健康体操など</p>	<p>・全6回 (保健センター)</p>
<p>※口腔ケア訪問指導</p>	<p>歯科衛生士が訪問して、歯みがきやうがい、義歯の手入れ方法などの口腔ケアや、かむ力の低下を防ぐためのお口の体操などお口の中のことについての相談やアドバイスをします。</p>	<p>・全3～6回 (訪問)</p>
<p>※歯のお手入れ教室</p>	<p>いつまでも自分の歯で食事や会話を楽しむために健康な歯と歯ぐきを保つための教室。歯科医師の健診やお話、ブラッシング実習など</p>	<p>・1コース2回 (年4コース) (保健センター)</p>

介護予防(栄養改善)

<p>※保健・栄養相談</p>	<p>栄養士の食事チェックやバランス食のお話のほか、生活習慣病の予防や改善のための食事の相談やアドバイスなど</p>	<p>・月1回 (6カ月程度) (保健センター)</p>
-----------------	--	--------------------------------------

介護予防(その他)

<p>(二次予防事業) 介護予防通所支援事業</p>	<p>閉じこもり・認知症・うつ予防支援のための通所型のサービスを行います。</p>	<p>・週1回(6ヶ月程度) (くみのき苑)</p>
<p>脳の健康教室</p>	<p>認知症の予防を目的として、簡単な計算や文章の音読等の実施</p>	<p>・全19回 前・後期 各2クール (さやま荘又はコミュニティセンター)</p>
<p>※高齢者訪問指導</p>	<p>閉じこもり、寝たきり、生活習慣病などの予防を目的として、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などによる健康相談やアドバイスなど</p>	<p>・月1～2回程度 (訪問)</p>
<p>高齢者住宅安全支援事業</p>	<p>4万円を限度とした、居宅に手すりの設置や段差解消に要した費用の補助</p>	

高齢者の見守り支援の課題(1)

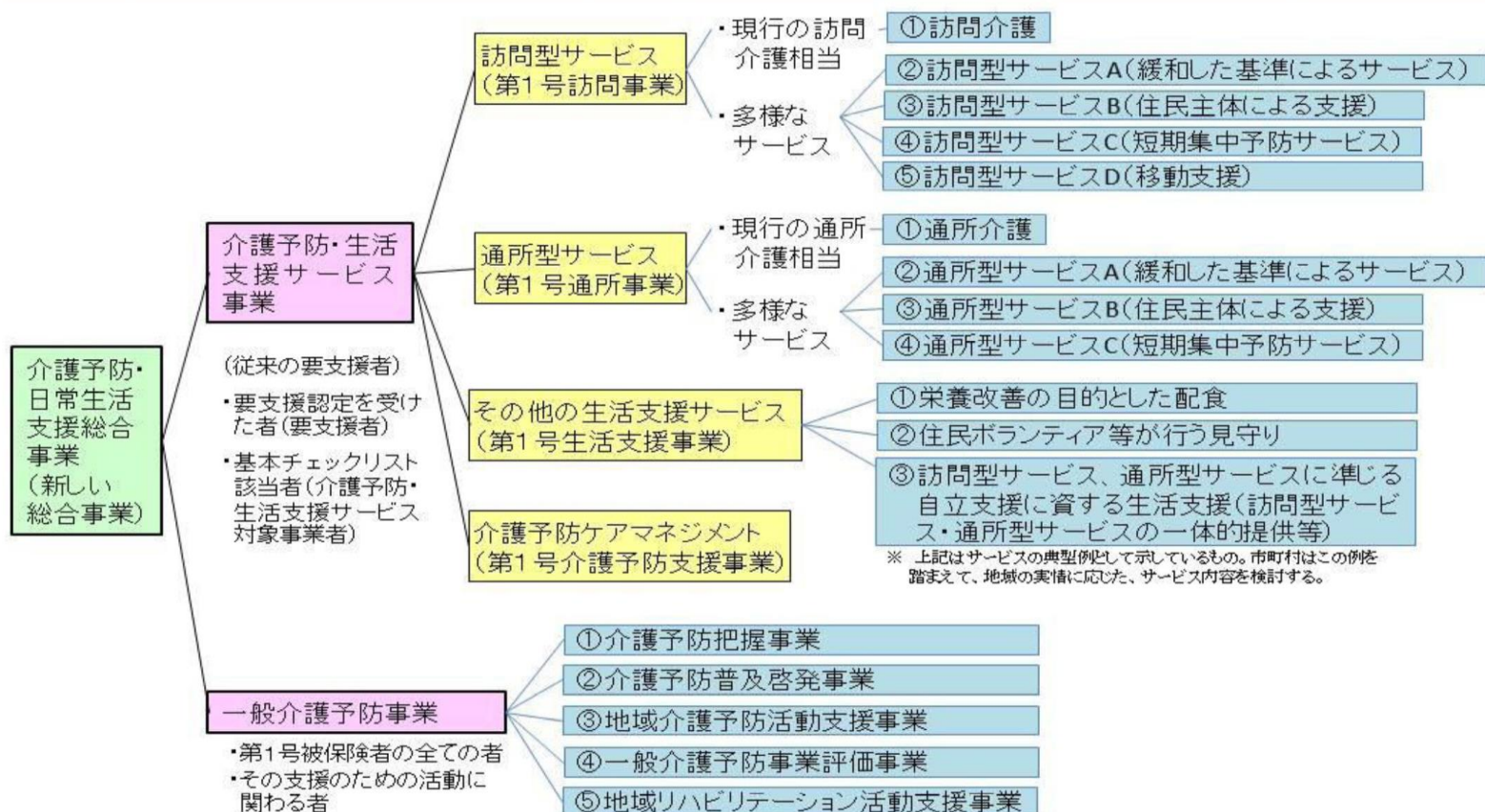
- 疾病や認知症高齢者等、要介護高齢者世帯の増加への対応
- 認知症予防対策とともに、認知症高齢者のいる家庭への支援
 - ⇒ 認知症サポーターの養成(オレンジリング)、認知症連携担当者の配置
- 一人暮らし、高齢者夫婦のみ、兄弟等の高齢者世帯、あるいは高齢者を含む核家族世帯への健康や生活上の問題の早期発見・早期対応支援
 - ⇒ 高齢者SOSネットワーク事業
(見守りSOS事業、徘徊SOS事業)

高齢者の見守り支援の課題(2)

- ・元気な高齢者のいきがい対策やいきいきとした高齢期を送れるように支援
- ・閉じこもりの防止
- ・虐待の防止と適切な対応
- ・消費者被害にあわないようにすること
- ・災害時にも安心して避難したり、避難生活が送れるようにすること

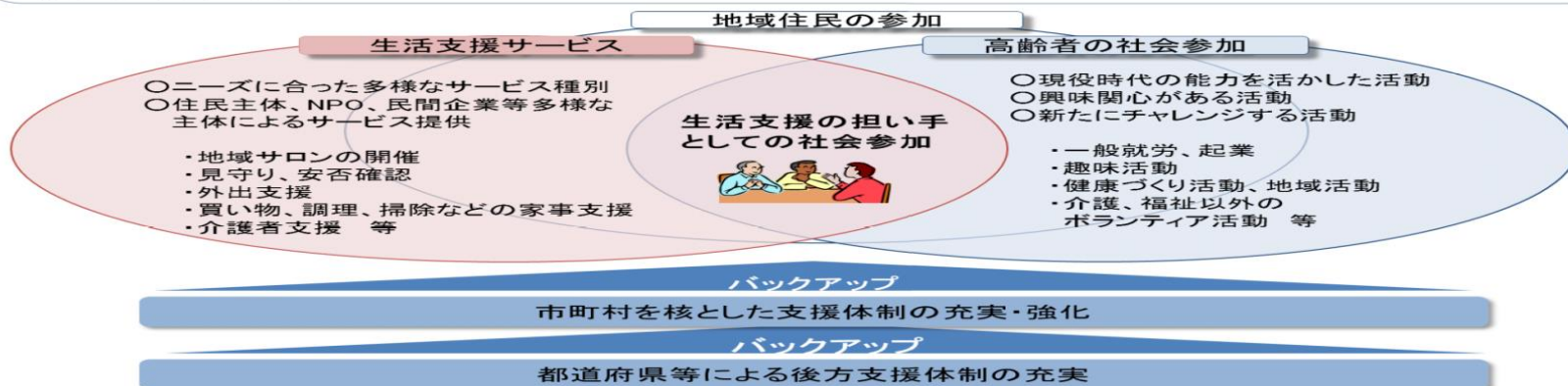
地域の支え合いの体制づくり

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ・ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援サービスの提供イメージ



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

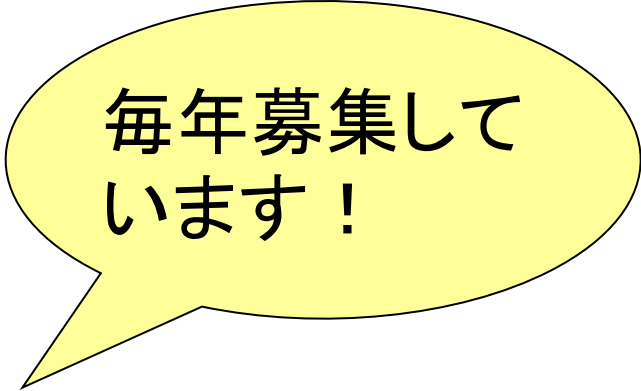
➡ 民間とも協働して支援体制を構築

介護相談員とは

「ボランティアに興味がある。」

「お話が好き。」

「介護保険制度に興味がある。」



毎年募集しています！

……………そんな方に、

月2回介護保険施設等に訪問して、入居者の相談や思いに耳を傾け、それを必要に応じて施設に伝えることで、施設サービスの質の向上を図っていくという**入居者と施設の橋渡しをするボランティア**です。

市民後見人とは

- 判断能力の十分でない方の生活を見守り、財産を管理する後見人等の必要性の高まり。
- 親族が本人の後見人等となっている割合が低下している。
- 地域での身近な関係を活かし、市民の目線で、本人の生活を見守り、年金等の収入を本人のために管理する「市民後見人」の活動に期待。
- 毎年6月に募集。